

Ⅲ 地域福祉班

1 地域福祉

- (1) 地域福祉の推進
- (2) 社会福祉協議会
- (3) 民生委員・児童委員
- (4) 生活困窮者自立支援事業

2 障害者福祉

- (1) 障害者福祉(障害者総合支援法)
- (2) 身体障害者福祉
- (3) 知的障害者福祉
- (4) 自立支援給付支給事務等に関する市町村指導及び障害福祉サービス事業者等指導
- (5) 特別障害者手当
- (6) 沖縄県心身障害者扶養共済制度

3 児童福祉

- (1) 管内児童人口の状況
- (2) 家庭児童相談室
- (3) 助産制度
- (4) 要保護児童対策地域協議会
- (5) 保育行政・保育所指導監査

4 老人福祉・介護保険

- (1) 高齢人口(65歳以上)
- (2) 介護保険事業者の指定・変更・運営指導状況及び管内事業所数

5 母子父子寡婦福祉

- (1) 母子世帯の実態
- (2) 父子世帯の実態
- (3) 母子及び父子並びに寡婦福祉対策

6 配偶者暴力相談支援センター

- (1) 業務の内容
- (2) 相談状況

1 地域福祉

(1) 地域福祉の推進

社会福祉法第4条において「福祉サービスを必要とする地域住民が地域社会を構成する一員として日常生活を営み、社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に参加する機会が確保されるように地域福祉の推進に努めなければならない」としている。このことを目的として、当所では、市町村社会福祉協議会、地区民生委員・児童委員協議会をはじめとした福祉関係諸団体と連携し、事業を進めている。

(2) 社会福祉協議会

社会福祉協議会は、社会福祉法に基づき、都道府県・市町村に設置されている機関である。この機関は、一定の地域において、公私の社会福祉事業関係者や社会福祉事業に関心と熱意を持つ者の参加と協働の下に、その地域の社会福祉活動の相互連絡、総合整備や組織化、効率化を促進することによって地域住民の福祉を増進することを目的とするものであり、地域福祉活動を推進していく上で中核的な役割を担う民間組織である。

当所管内市町村に設置されている社会福祉協議会においても、社会福祉を目的とする事業の企画及び実施、調査等を行うとともに、住民の社会福祉活動参加のための援助やボランティア活動の推進、並びに各種相談事業、共同募金に関する事業、生活福祉資金貸付事業等を行っている。

(3) 民生委員・児童委員

民生委員は、民生委員法に基づき都道府県知事の推薦により厚生労働大臣から委嘱されるもので、その任期は3年である。

民生委員は、一定の区域を担当し、その地域住民の生活状態を詳細に把握し、要保護者の相談に乗るとともに、必要な援助を行う。また民生委員は児童福祉法に基づく児童委員も兼ねており、児童福祉の推進という任務も持っている。さらに主任児童委員は、より児童福祉を専門に扱い、積極的な相談、支援活動を展開している。

福祉事務所や関係機関と連携し、公的機関が行う業務に対し協力する役割も担っている。

表1 管内民生委員・児童委員配置状況

令和5年4月1日現在(単位:人)

	名護市	国頭村	大宜味村	東村	今帰仁村	本部町	伊江村	伊平屋村	伊是名村	合計
定数	109 (8)	24 (2)	19 (2)	8 (2)	26 (2)	36 (2)	13 (2)	7 (2)	7 (2)	249 (24)
現員	81 (7)	19 (2)	16 (2)	7 (2)	22 (1)	28 (2)	13 (2)	7 (2)	7 (2)	200 (22)

(任期: 令和4年12月1日~令和7年11月30日) ※ () 内の数字は主任児童委員数の再掲

表2 民生委員・児童委員の活動状況

令和4年度末現在（単位：件、回、日）

	名 護 市	国 頭 村	大 宜 味 村	東 村	今 帰 仁 村	本 部 町	伊 江 村	伊 平 屋 村	伊 是 名 村	北 部 合 計	沖 縄 県	
内容別相談・支援件数	在宅福祉(1)	346	72	18	0	3	75	7	5	17	543	2,169
	介護保険(2)	60	4	8	0	6	3	28	0	0	109	1,274
	健康・療養(3)	136	19	67	3	7	10	4	25	0	271	2,037
	子育て・健康(4)	150	6	8	0	6	5	8	6	1	190	1,918
	子ども生活(5)	1,681	27	6	4	20	72	17	3	6	1,836	5,988
	子どもの教育・生活(6)	538	21	25	8	6	38	44	18	23	721	4,734
	生活費(7)	174	11	28	1	6	62	4	6	1	293	1,397
	年金・保険(8)	26	4	3	0	0	4	2	2	0	41	483
	仕事(9)	55	2	3	0	6	14	7	0	2	89	679
	家族関係(10)	78	1	16	0	14	12	6	0	0	127	1,360
	住居(11)	67	1	10	1	15	1	8	0	1	104	913
	生活環境(12)	136	13	29	0	26	18	10	2	1	235	2,423
	日常的な支援(13)	822	389	282	194	96	173	104	19	4	2,083	15,007
	その他(14)	879	103	179	6	255	96	36	54	10	1,618	11,922
計(15)	5,148	673	682	217	466	583	285	140	66	8,260	52,304	
分野別相談・支援件数	高齢者(16)	1,752	409	418	197	280	354	198	67	19	3,694	23,775
	障害者(17)	202	102	153	1	15	26	9	2	3	513	3,557
	子ども(18)	2,185	54	45	11	55	133	37	27	38	2,585	13,756
	その他(19)	1,009	108	66	8	116	70	41	44	6	1,468	11,216
計(20)	5,148	673	682	217	466	583	285	140	66	8,260	52,304	
その他の活動件数	調査・実態把握(1)	643	68	6	49	165	137	252	10	8	1,338	8,099
	行事・事業・会議への参加協力(2)	1,555	144	412	132	687	213	172	91	144	3,550	32,458
	地域福祉活動・自主活動(3)	5,565	645	1,071	294	574	542	447	363	412	9,913	90,567
	民児協(4)	1,772	88	224	92	504	316	90	81	30	3,197	43,129
	運営・研修(5)	226	11	52	5	73	9	28	1	18	423	5,443
	証明事務(6)	69	27	19	0	54	3	4	0	1	177	508
回訪回数	訪問・連絡活動(7)	3,471	910	678	158	1,490	1,325	1,237	195	306	9,770	81,077
	その他(8)	1,270	299	395	29	560	828	468	60	53	3,962	54,553
回連絡調整	委員相互(9)	2,160	70	85	1	236	175	127	9	13	2,876	104,861
	その他機関(10)	1,397	66	238	7	104	285	176	80	54	2,407	38,569
活動日数(11)	11,130	1,400	4,480	901	2,667	1,756	877	290	627	24,128	217,445	

(4) 生活困窮者自立支援事業

生活困窮者自立支援法の施行に伴い、平成27年4月1日から生活に困窮している者に対し、生活保護に至る前の段階で自立に向けた支援を行うこととなった。

北部管内の8町村について、沖縄県が相談窓口を「沖縄県就職・生活支援パーソナルサポートセンター北部」に設置しており、主な支援メニューは、以下のとおりである。

ア 自立相談支援事業

生活の困りごとや不安に対し、必要な支援を一緒に考え、一人ひとりの状況に応じた支援プランを作成し、自立に向けた支援を行う。

イ 住居確保給付金事業

離職などにより住居を失った者、または失うおそれの高い者に、就職に向けた活動をする事等を条件に、一定期間、家賃相当額を支給し生活の土台となる住居を整えた上で、就職に向けた支援を行う。

ウ 就労準備支援事業

社会や他人との関わりに不安があるなど、すぐに就労困難な者に一定期間の就労準備講習（プログラム）に沿って、日常生活や社会生活に必要な基礎能力を培いながら、就労自立に向けた支援や就労機会の提供を行う。

エ 一時生活支援事業

住居を持たない者、ネットカフェ等の不安定な居住形態にある者へ一定期間内に限り宿泊場所や衣食の提供を行うとともに退所後の生活に向けて就労支援などの自立支援を行う。

オ 家計相談支援事業

家計問題の相談について、状況に応じた支援計画を作成し経済状況の立て直しを支援する。

カ 就労訓練事業

すぐに一般就労することが難しい者のために、その者に合った作業機会を提供しながら、個別の就労支援プログラムに基づき、一般就労に向けた支援を中・長期で実施する。

表3 相談件数

令和4年度末現在（単位：件）

国頭村	大宜味村	東村	今帰仁村	本部町	伊江村	伊平屋村	伊是名村	その他	合計
7	13	6	48	53	15	2	1	18	163

- ・住居確保給付金事業：新規申請5件、新規決定5件、延長決定6件、再延長決定4件、再支給決定4件
- ・就労準備支援事業：申請9件、決定9件
- ・一時生活支援事業：申請1件、決定1件
- ・家計相談支援事業：申請8件、決定8件

2 障害者福祉

(1) 障害者福祉（障害者総合支援法）

平成18年4月、障害者自立支援法が施行され、これまで3障害（身体障害・知的障害・精神障害）ごとに異なる制度で提供されていたサービスが一元化された。また、平成25年4月からは、障害者自立支援法を障害者総合支援法（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律）とするとともに、障害者の定義に難病等が含まれるようになった。

ア 障害福祉サービスの給付体系

障害者総合支援法に基づく障害福祉サービス体系は、自立支援給付と地域生活支援事業から成り立っている。

自立支援給付は、介護を行うためのサービス（居宅介護、児童デイサービス、短期入所等）に対して支給される介護給付と、障害者の適性に応じて一定の訓練を行うサービス（自立訓練、就労移行支援、共同生活援助等）に対して支給される訓練等給付があり、全国で共通したサービスが提供されている。この他、自立支援医療と補装具がある。

表1 管内障害福祉サービス事業所

令和5年3月31日現在（単位：事業所）

サービス種別	市町村別	名護市	国頭村	大宜味村	東村	今帰仁村	本部町	伊江村	伊平屋村	伊是名村	合計
居宅介護		14	0	1	0	2	3	1	1	0	22
重度訪問介護		14	0	1	0	2	3	1	1	0	22
同行援護		2	0	0	0	0	1	0	0	0	3
療養介護		1	0	0	0	0	0	0	0	0	1
生活介護		13	0	2	0	1	1	0	0	0	17
短期入所		8	0	2	0	0	1	0	0	0	11
自立訓練(生活)		1	0	0	0	0	0	0	0	0	1
就労移行		4	1	0	0	1	2	0	0	0	8
就労継続(A型)		8	0	0	0	1	0	0	0	0	9
就労継続(B型)		25	4	1	1	5	5	2	0	1	44
共同生活援助		10	1	1	1	2	1	0	0	0	16
施設入所支援		4	0	2	0	0	1	0	0	0	7
計画相談支援		12	1	1	0	3	2	0	0	0	19
地域移行支援		3	1	0	0	1	2	0	0	0	7
地域定着支援		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
就労定着支援		1	0	0	0	0	0	0	0	0	1
児童発達支援		22	0	1	0	2	2	0	0	0	27
放課後等デイサービス		26	0	1	0	2	3	0	0	0	32
保育所等訪問支援		2	0	0	0	0	0	0	0	0	2
障害児入所支援		1	0	0	0	0	0	0	0	0	1
障害児相談支援		10	1	1	0	3	1	1	0	0	17
医療型障害児入所支援		1	0	0	0	0	0	0	0	0	1
合計		182	9	14	2	25	28	5	2	1	268

地域生活支援事業は、自治体が地域の実情や利用者の状況に応じて柔軟に実施するものであり、各自治体ごとに事業内容（相談支援、コミュニケーション支援、日常生活用具の給付等）が定められている。

イ 相談支援事業と地域自立支援協議会

市町村において、地域生活支援事業として相談支援事業を実施し、障害者、その保護者、介護者等からの相談に応じ、必要な情報提供等や権利擁護のために必要な援助を行っている。さらに、地域自立支援協議会を設置し、地域の相談支援体制やネットワークの構築を行うこととなっている。

管内市町村の相談支援事業は、すべて指定相談支援事業者に委託されており、定例会等で情報共有を行っている。また、北部圏域アドバイザーが1名配置されており、相談支援体制の構築に係る指導・調整等を行っている。

地域自立支援協議会については、9市町村（全市町村）に設置済みである。

表2 令和4年度 地域自立支援協議会設置・運営状況

令和4年度末現在

市町村名	設置年月	全体会 (開催回数)	専門部会 (開催回数)	専門部会 (設置状況)
名 護 市	20年2月	1	10	相談部会、こども支援専門部会、住まい暮らし部会、就労支援部会
国 頭 村	21年3月	1	7	相談部会、就労連絡会議
大 宜 味 村	21年3月	1	10	相談部会、子ども療育部会、住まい暮らし部会、就労連絡会議
東 村	21年3月	1	8	相談部会、就労支援部会
今 帰 仁 村	21年10月	1	15	相談部会、子ども部会、精神連絡会
本 部 町	20年1月	1	13	相談部会、子ども療育連携会、地域連携会
伊 江 村	21年3月	1	6	相談部会、住まい暮らし部会、地域連携会議
伊 平 屋 村	20年3月	1	6	相談部会
伊 是 名 村	20年1月	1	6	相談部会

福祉事務所では、北部圏域障害者自立支援連絡会議を平成19年度に設置し、市町村及び関係機関と相談支援体制の構築に向けた意見交換を行っている。また、平成24年度以降、連絡会議の下部組織として、各部会（療育・教育部会、就労支援部会、住まい・暮らし部会、相談部会）を設置し、それぞれの課題についての検討や意見交換、研修会等を実施している。

(2) 身体障害者福祉

ア 身体障害者の状況

(ア) 身体障害者の定義

身体障害者福祉法第4条において定義づけられており、「身体障害者とは、視覚・聴覚又は平衡機能・音声機能、言語機能又はそしゃく機能・肢体不自由・心臓、じん臓又は呼

吸器の機能の障害その他政令で定める障害で、永続し、かつ、日常生活が著しい制限を受ける程度であると認められる18歳以上の者であって、都道府県知事から身体障害者手帳の交付を受けたもの」とされている。なお、18歳未満の者であっても、前述に掲げる身体上の障害がある場合は、身体障害者手帳の交付を受けることができる。

(イ) 身体障害者手帳の交付状況

保健福祉サービスを受ける場合や、税の減免、鉄道運賃の割引等の各種の制度を利用するための、身体障害者であることの証票として交付する。

表3 年度別交付状況

令和4年度末現在 (単位:人)

	1級	2級	3級	4級	5級	6級	合計
30年度	1,960	836	687	726	178	295	4,682
31年度	1,893	798	657	705	174	289	4,516
令和2年度	1,801	743	619	701	173	280	4,317
令和3年度	1,811	743	627	707	173	280	4,341
令和4年度	1,731	716	596	679	168	265	4,155

表4 等級別交付状況

令和4年度末現在 (単位:人)

級別 市町村別	1級	2級	3級	4級	5級	6級	合計
名護市	1,002	418	354	366	98	145	2,383
国頭村	92	38	32	30	13	16	221
大宜味村	43	28	17	26	5	11	130
東村	26	8	11	11	1	5	62
今帰仁村	200	71	59	81	16	23	450
本部町	227	97	71	90	22	46	553
伊江村	96	40	35	46	7	10	234
伊平屋村	25	7	10	14	2	6	64
伊是名村	20	9	7	15	4	3	58
合計	1,731	716	596	679	168	265	4,155

表5 障害別交付状況

令和4年度末現在 (単位:人)

障害別 市町村別	視覚障害	聴覚又は 平衡機能 障害	音声・言語 咀嚼機能 障害	肢体 不自由	内部障害	合計
名護市	145	212	35	1,025	966	2,383
国頭村	14	23	2	108	74	221
大宜味村	10	21	5	48	46	130
東村	1	9	2	18	32	62
今帰仁村	20	40	3	194	193	450
本部町	43	63	10	234	203	553
伊江村	7	16	5	108	98	234
伊平屋村	4	6	2	27	25	64
伊是名村	3	10	0	22	23	58
合計	247	400	64	1,784	1,660	4,155

※障害が重複する場合、主な障害に計上している。

(ウ) 自立支援医療（更生医療）受給者数

表6 障害別受給者の状況

令和4年度末現在（単位：人）

障害別	市町村別	名護市	国頭村	大宜味村	東村	今帰仁村	本部町	伊江村	伊平屋村	伊是名村	合計
視覚障害		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
聴覚又は平衡機能障害		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
音声・言語咀嚼機能障害		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
肢体不自由		1	0	0	0	1	0	0	0	0	2
内部障害	心臓	26	0	0	0	6	1	0	2	1	36
	腎臓	229	12	8	9	43	41	25	1	3	371
	免疫	20	0	1	0	2	4	0	0	0	27
	その他	1	0	0	0	0	0	0	0	0	1
合計		277	12	9	9	52	46	25	3	4	437

(3) 知的障害者福祉

ア 知的障害者の状況

(イ) 知的障害者の定義

知的障害者については、知的障害者福祉法上定義づけられていないが、「知的機能の障害が発達期（概ね18才まで）にあらわれ、日常生活に支障が生じているため、何らかの特別の援助を必要とする状態にある者」とされている。

表7 所在地区別状況

令和4年度末現在（単位：人）

	名護市	国頭村	大宜味村	東村	今帰仁村	本部町	伊江村	伊平屋村	伊是名村	合計
在宅	793	54	15	10	135	186	46	16	4	1,256
施設入所	62	8	13	0	9	20	17	7	9	136
合計	855	62	28	10	144	206	63	23	13	1,392

(イ) 療育手帳の交付状況

知的障害者（児）に対して一貫した指導・相談を行うとともに、知的障害者（児）に対する各種の援助措置を受け易くするために交付する。

表8 療育手帳の交付状況

令和4年度末現在（単位：人）

市町村		名護市	国頭村	大宜味村	東村	今帰仁村	本部町	伊江村	伊平屋村	伊是名村	合計	
障害の程度	A1	児者	8	1	0	0	4	1	0	0	0	14
		者	67	6	4	0	7	20	5	2	3	114
	A2	児者	31	0	0	1	2	3	1	0	0	38
		者	178	18	15	1	38	53	17	2	2	324
	B1	児者	46	1	0	0	6	7	1	2	0	63
		者	213	19	21	6	45	66	9	2	6	387
	B2	児者	102	2	2	0	16	11	2	7	2	144
		者	210	15	3	2	26	45	11	8	2	322
計		児者	187	4	2	1	28	22	4	9	2	259
		者	668	58	43	9	116	184	42	14	13	1,147
合計			855	62	45	10	144	206	46	23	15	1,406

※障害の程度 A1：最重度 A2：重度 B1：中度 B2：軽度

(4) 自立支援給付支給事務等に関する市町村指導及び障害福祉サービス事業者等指導

ア 自立支援給付支給事務等に関する市町村指導

目的：市町村の自立支援給付支給事務が円滑及び適正に実施されるよう、支給事務に関する事項について周知徹底させる。

根拠法令：地方自治法（昭和22年法律第67号）第245条の4

指導件数：令和4年度 実施 5件

イ 障害福祉サービス事業者等指導

目的：障害福祉サービス事業者等に対し、自立支援給付対象サービス等の取扱い、自立支援給付に係る費用の請求等に関する事項について周知徹底させる。

根拠法令：障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第11条第2項

指導件数：令和4年度 実施 4件

(5) 特別障害者手当

ア 手当の概要

特別障害者手当は、昭和61年障害福祉年金等の制度改革に伴い、それまでの福祉手当の支給額、支給要件等を改善し、重度の障害のために必要となる精神的、物質的な特別の負担の軽減の一助として支給されることになったものである。

(ア) 特別障害者手当

精神又は身体に重度の障害を有するため日常生活において常時特別の介護を必要とする状態にある在宅の20歳以上の者。

(イ) 障害児福祉手当

精神又は身体に重度の障害を有するため日常生活において常時特別の介護を必要とする状態にある在宅の20歳未満の者。

(ウ) 福祉手当

20歳以上の従来福祉手当の受給資格者のうち、特別障害者手当の支給要件に該当せず、かつ障害基礎年金を受給できない者に対して、経過措置として従来の福祉手当が支給されている。

イ 特別障害手当等支給状況

表9 特別障害手当等受給件数

令和4年度末現在（単位：件）

市町村名 手当別	国頭村	大宜味村	東 村	今帰仁村	本部町	伊江村	伊平屋村	伊是名村	合 計
特別障害者手当	5	1	0	8	14	1	0	0	29
障害児福祉手当	4	1	1	6	4	1	0	0	17
福祉手当 (経過措置)	0	0	0	0	0	0	0	0	0
合 計	9	2	1	14	18	2	0	0	46

(6) 沖縄県心身障害者扶養共済制度

この制度は、心身障害者を扶養している保護者を加入者とし、毎月一定の掛金を納めることにより、保護者に万一（死亡・重度障害）のことがあったときに、その扶養する心身障害者に終身一定額の年金を支給するものである。

加入できる人

将来独立自活することが困難であると認められる障害者（知的障害、身体障害（身体障害者手帳1級～3級）及びこれらと同程度と認められる精神又は身体の永続的な障害を有する者）を扶養している保護者で、次の条件にあてはまる時。

- ① 住所が沖縄県にあること。
- ② 65歳未満であること。
- ③ 特別な疾病又は障害を有していない者であること。

年金の給付

加入者が死亡し、又は重度障害となったときは、その月からその者が扶養していた心身障害者に対し、月額2万円の年金が支給される（2口加入の場合は4万円）。

申請方法

保護者（加入申込者）の居住地の福祉事務所の窓口へ申請書に必要書類を添えて申し込む。

表10 心身障害者扶養共済制度加入等状況

令和4年度末現在（単位：人）

	国頭村	大宜味村	東村	今帰仁村	本部町	伊江村	伊平屋村	伊是名村	計
新規加入者数	0	0	0	0	0	0	0	0	0
加入者数	2	0	0	2	2	2	0	0	8
受給者数	1	3	1	2	7	4	0	0	18

3 児童福祉

出生率の低下による少子化の進行、子どもの貧困、社会生活環境の変動等、児童を取り巻く環境は大きく変化しており、児童福祉施策の推進は一層重要となっている。当福祉事務所は児童相談所、市町村及びその他の関係機関との連携を密にすることにより児童福祉施策の充実強化を図り、児童福祉の向上を図るための業務を行っている。

(1) 管内児童人口の状況

名護市を除く管内町村の18歳未満の人口は、令和5年3月末現在、6,353人で、総人口に占める割合は16.6%となっている。

町村別の総人口に占める児童人口の割合は、伊是名村が19.6%と管内で最も高く、次いで伊平屋村となっている。

表1 年度別児童人口

(単位：人、%)

		平成30年度	平成31年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	
名護市	児童人口	13,886	13,030	12,950	13,048	13,793	
	総人口	62,626	62,936	63,214	63,644	63,817	
	比率	22.2	20.7	20.5	20.5	21.6	
管内 町村	国頭村	児童人口	743	742	736	705	696
		総人口	4,693	4,602	4,603	4,558	4,500
		比率	15.8	16.1	16.1	15.4	15.5
	大宜味村	児童人口	420	410	430	404	419
		総人口	3,069	3,050	3,071	3,061	3,034
		比率	13.7	13.4	14.0	13.2	13.8
	東村	児童人口	271	263	265	265	262
		総人口	1,796	1,728	1,723	1,730	1,735
		比率	15.1	15.2	15.3	15.1	15.1
	今帰仁村	児童人口	1,754	1,740	1,664	1,663	1,635
		総人口	9,345	9,305	9,357	9,371	9,343
		比率	18.8	18.7	17.8	17.7	17.5
	本部町	児童人口	2,345	2,350	2,331	2,293	2,139
		総人口	13,180	13,136	13,108	13,020	12,957
		比率	17.8	17.9	17.8	17.6	16.5
	伊江村	児童人口	791	788	765	749	732
		総人口	4,547	4,476	4,420	4,381	4,355
		比率	17.4	17.6	17.3	17.1	16.8
	伊平屋村	児童人口	272	246	240	235	223
		総人口	1,238	1,213	1,182	1,181	1,162
		比率	22.0	20.3	20.2	20.1	19.2
	伊是名村	児童人口	246	239	241	250	247
		総人口	1,415	1,362	1,311	1,306	1,262
		比率	17.4	17.5	18.4	19.1	19.6
管内町村合計	児童人口	6,842	6,778	6,672	6,561	6,353	
	総人口	39,283	38,872	38,775	38,608	38,348	
	比率	17.4	17.4	17.2	16.9	16.6	

(2) 家庭児童相談室

家庭児童相談室は、家庭児童の福祉に関する相談や指導業務の充実強化を図るため、福祉事務所に設置されている。家庭児童福祉主事及び家庭児童支援員が配置され、町村の児童福祉担当者や児童相談所と連携を密にし児童福祉の向上に努めている。

福祉事務所における児童相談の受付経路別件数と処理件数は、表2及び表3のとおりである。

令和4年度の受付経路は、市町村から通告が85件と約9割となっている。

表2 受付経路別件数（実数）

令和4年度末現在（単位：件）

発見	児童委員の通告	児童相談所からの送致	児童相談所からの委嘱	保健所からの通知	警察関係から通告	その他都道府県（指定都市含む）から通告	市町村から通告	学校から相談	家族・親戚から相談	本人から相談	その他から通告等	合計
3							85					88

表3 処理件数（実数）

令和4年度末現在（単位：件）

知的障害者福祉主事の福祉司又は社会福祉士による指導	助産施設	母子生活支援施設	法第22条・23条の通告または通知	児童相談所への送致又は通知	児童相談所の委嘱による調査の完了	他の機関にあつせん・紹介	相談・助言・その他	合計
	5						88	93

相談対応件数は、令和4年度は542件であり、その他が200件と最も多い状況となっている。

表4 対応件数(延べ)

(単位：件)

年度 \ 種別	・虐待 ・養護	・その他 ・養護	保健	・障害 ・発達	・知的 ・身体的 ・障害	非行	・不登校 ・育成	・育児 ・見つけ ・性格 ・育成	その他	計
令和2年度	103	128	0	0	0	0	0	8	39	278
令和3年度	53	245	0	0	5	0	4	0	91	398
令和4年度	129	187	0	0	0	4	19	3	200	542

(3) 助産制度

ア 根拠

児童福祉法第22条には、福祉事務所は、妊産婦が保健上必要があるにもかかわらず、経済的理由により、入院助産を受けることができない場合において、その妊産婦から申し込みがあったときは、その妊産婦に対し助産施設において助産を行わなければならないと規定している。

イ 助産施設

助産施設は、児童福祉法第36条で規定されており、児童福祉施設のひとつである。児童福祉施設は、児童の心身ともに健やかな成長を図り、将来児童が健全な社会生活を営むことができるように、児童に適切な生活環境を与えることを目的としている。児童の健全育成という考え方には妊産婦の健康の維持も含まれるものとされ、助産施設は安全な出産のために設置されている。

表5 助産施設措置決定状況

令和4年度末現在(単位：人)

市町村名 \ 施設名	名護市	国頭村	大宜味村	東村	今帰仁村	本部町	伊江村	伊平屋村	伊是名村	計
県立北部病院				1	1	3				5
県立中部病院										0
計				1	1	3				5

(4) 要保護児童対策地域協議会

ア 概要

児童福祉法第25条の2において、地方公共団体は、単独又は共同して要保護児童の適切な保護又は要支援児童若しくは特定妊婦への適切な支援を図るため、関係機関、関係団体及び児童の福祉に関連する職務に従事する者、その他関係者により構成される要保護児童対策地域協議会を置くように努めなければならないとされている。

当所においても、管内各市町村の要保護児童対策地域協議会の構成メンバーとして、代表者会議、実務者会議、個別支援会議へ参加している。

表6 要保護児童対策地域協議会参加状況

市町村	設置年月日	令和4年度協議会参加回数		
		代表者会議	実務者会議	個別支援会議
名護市	平成24年 4月 1日	1※	0	0
国頭村	平成20年 1月29日	1	3	0
大宜味村	平成23年 9月 1日	0	1	4
東村	平成18年 3月31日	1	3	2
今帰仁村	平成19年 5月 1日	0	1	15
本部町	平成23年 2月 1日	1	4	26
伊江村	平成18年 4月 3日	0	0	0
伊平屋村	平成18年12月18日	0	0	0
伊是名村	平成23年 2月23日	0	0	0

名護市は北部福祉事務所長のみ代表者会議構成員
※新型コロナウイルスの影響により紙面開催

(5) 保育行政・保育所指導監査

ア 保育行政指導監査（令和4年度）

目的：市町村の保育所入所事務や保育所運営費負担金等保育行政の適正かつ円滑なる実施を確保するため、必要な助言・勧告又は是正の措置を講ずる。

実施市町村：4村（東村、今帰仁村、本部町、伊是名村）

イ 公立保育所指導監査（令和4年度）

目的：入所児童処遇、職員の配置及び勤務条件、設備の状況等施設運営管理全般の状況を把握し、適正な施設運営管理のための助言指導を行う。

実施箇所：名護市（1か所） 国頭村（2か所） 大宜味村（1か所） 東村（1か所）
今帰仁村（2か所） 本部町（1か所） 伊江村（2か所）
伊平屋村（1か所） 伊是名村（1か所）

4 老人福祉・介護保険

高齢社会の急速な進行、老人自身の心身機能の低下による寝たきり老人及び認知症老人の増加、核家族化に伴う一人暮らしや老人夫婦世帯の増加、家庭における介護機能の低下と扶養意識の減退等、老人を取り巻く社会環境はますます複雑化、困難化の度を深めている。

県においては、平成12年4月から介護保険制度が実施されたことから、「沖縄県介護保険事業支援計画」を含む総合的な計画として「沖縄県高齢者保健福祉計画」を策定し、介護予防・健康づくりや生きがいづくりを積極的に進めることにより高齢者の社会的活動への参加を促進している。

また、保健・医療・福祉の連携をより一層強化し、総合的なサービスを提供するための基盤整備を行い、だれもが住み慣れた家庭や地域で、できる限り自立し、安心した生活が出来るよう、その実現に向かって取り組むべき施策を明らかにしている。

(1) 高齢人口(65歳以上)

名護市を除く管内町村の65歳以上の高齢人口は、令和4年10月1日現在で13,473人であり、総人口に占める割合は、34.9%で前年度に比べて1.0ポイントの増となっている。

なお、北部福祉事務所管内の状況は下表のとおりである。

表1 高齢人口

令和4年10月1日現在(単位:人、%、世帯)

市町村名	総人口 A	高齢人口 B	高齢化率の推移 B/A (%)			
			2年	3年	4年	
名護市	64,199	14,989	22.4	22.9	23.3	
管内町村	国頭村	4,518	1,667	35.0	35.7	36.9
	大宜味村	3,065	1,210	37.9	38.9	39.5
	東村	1,746	630	35.3	36.0	36.1
	今帰仁村	9,361	3,189	32.9	33.6	34.1
	本部町	13,018	4,367	31.3	32.2	33.5
	伊江村	4,390	1,589	33.8	34.9	36.2
	伊平屋村	1,207	380	29.0	30.1	31.5
	伊是名村	1,316	441	31.1	32.4	33.5
	合計	38,621	13,473	33.0	33.9	34.9

資料：高齢者福祉介護課・高齢者福祉関係基礎資料より抜粋

(2) 介護保険事業者の指定・変更・運営指導状況及び管内事業所数

①介護保険事業者の指定・更新について

北部福祉事務所では、管内の単独型事業所の介護保険事業者の指定・更新を行っている。また、老人介護福祉施設等に併設している事業所の所管は、本庁となる。

②変更の届出等について

介護保険事業者から届出のある事業所運営に関する変更の届出、休止・廃止・再開届出、介護給付費算定に係る体制等届に係る事務を行っている。

③運営指導について

適正なサービス提供を支援することを目的に「沖縄県介護保険施設等指導要綱」等に基づき、介護保険事業所に対して、運営指導を行っている。

なお、北部福祉事務所管轄の指定、更新及び運営指導状況は表2のとおりである。

表2 指定及び運営指導実施状況

(単位:件)

サービスの種類	令和4年度		
	指定	更新	運営指導
訪問介護	5	4	2
訪問入浴介護	1		
介護予防訪問入浴介護	1		
訪問看護	4		1
介護予防訪問看護	4		1
通所介護	2	3	4
通所リハビリテーション			1
介護予防通所リハビリテーション			1
福祉用具貸与		1	1
介護予防福祉用具貸与			1
特定福祉用具販売			1
特定介護予防福祉用具販売			1
合計	17	8	14

※平成30年4月1日より、居宅介護支援事業所の指定権限が、県から市町村へ権限移譲

表3 北部福祉事務所管内介護保険事業所数(休止含む)

令和5年4月1日現在(単位:事業所)

種類 市町村	訪問 介護	訪問 入浴	訪問 看護	通所 介護	通所 リハビリ	福祉用具 貸与販売	合計
名護市	24 (20)	1 (1)	9 (6)	16 (13)	8 (4)	8 (7)	66 (54)
国頭村	1			1			2
大宜味村	2 (2)			1			3 (2)
東村	1 (1)						1 (1)
今帰仁村	5 (4)		2 (1)	4 (2)	1		12 (7)
本部町	4 (3)		2 (2)	3 (2)	1		10 (7)
伊江村	3 (3)			2 (1)	1 (1)		6 (5)
伊平屋村	1 (1)			1 (1)			2 (2)
伊是名村	1						1
合計	42 (34)	1 (1)	13 (9)	28 (20)	11 (5)	8 (7)	103 (78)

※ 括弧内は北部福祉事務所管轄の事業所数

5 母子父子寡婦福祉

社会状況が厳しさを増す中、生別母子及び父子世帯が増加している。これらの母子世帯の母親は経済的に不安定な状況が多く、時代とともに抱える問題も多様化しており、父子世帯の父親においても、就業及び所得の状況から母子世帯と同様の困難を抱える世帯が増加している。これらの母子世帯等に対し、母子及び父子並びに寡婦福祉法に基づく母子父子寡婦福祉資金の貸付による経済的な援助を中心に、生活相談及び指導等を行い、福祉の向上に努めているところである。また、父子世帯の父においては「自立支援教育訓練給付金事業」及び「高等技能訓練促進費等事業」が平成25年4月1日から、「父子福祉資金」が平成26年10月1日から適用となった。

(1) 母子世帯の実態

北部管内の母子世帯数は、令和4年度末現在1,376世帯、総世帯数に占める割合は2.69%となっている。最も出現率が高いのは、今帰仁村の2.91%、続いて国頭村の2.90%、となっている。

(2) 父子世帯の実態

北部管内の父子世帯数は、令和4年度末現在133世帯、総世帯数に占める割合は0.26%となっている。最も出現率が高いのは、伊是名村の0.54%、続いて東村の0.53%となっている。

表1 市町村別、母子・父子世帯数及び出現率 令和4年度末現在（単位：世帯・%）

市町村	区分	全世帯数	母子世帯数		父子世帯数	
				出現率		出現率
名護市		31,549	894	2.83	73	0.23
国頭村		2,341	68	2.90	6	0.26
大宜味村		1,716	41	2.39	5	0.29
東村		939	22	2.34	5	0.53
今帰仁村		4,539	132	2.91	18	0.40
本部町		6,565	147	2.24	18	0.27
伊江村		2,271	52	2.29	2	0.09
伊平屋村		589	11	1.87	2	0.34
伊是名村		735	9	1.22	4	0.54
郡部計		19,695	482	2.45	60	0.30
管内計		51,244	1,376	2.69	133	0.26

※「沖縄県ひとり親世帯等実態調査」によると、平成30年8月1日現在、県内の母子世帯数は28,860世帯、父子世帯数は4,390世帯と推定され、総世帯数に占める割合はそれぞれ4.88%、0.74%となっている。

(3) 母子及び父子並びに寡婦福祉対策

ア 母子福祉資金の貸付

母子福祉資金は、20歳未満の子を扶養している配偶者のいない女子を対象に、その経済的自立を図るため無利子または低利子で貸付けを行う制度であり、母子福祉対策の中でも最も重要な位置を占めている。資金は修学資金等12種類あり（児童扶養資金は平成19年7月で終了）、過去5年間の貸付件数は102件で、貸付総額は54,359千円となっている。

表2 母子福祉資金 年度別・資金別貸付状況 (単位：件、千円)

年度別 資金別	平成30年度		平成31年度		令和2年度		令和3年度		令和4年度		合計	
	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額
事業開始											0	0
事業継続											0	0
修学	7	5,020	7	4,077	14	6,661	12	5,617	17	11,620	57	32,995
技能習得	3	2,448	2	1,632	3	2,448	1	816	1	816	10	8,160
修業											0	0
就職支度											0	0
医療介護											0	0
生活	3	2,662	3	1,343	2	909	1	492	1	315	10	5,721
住宅											0	0
転宅			1	179	1	152	1	143			3	474
就学支度	1	590	1	160	7	2,226	5	1,610	8	2,423	22	7,009
結婚											0	0
計	14	10,720	14	7,391	27	12,396	20	8,678	27	15,174	102	54,359

表3 令和4年度 母子福祉資金、市町村別貸付状況 (単位：件、千円)

		名護市	国頭村	大宜味村	東村	今帰仁村	本部町	伊江村	伊平屋村	伊是名村	合計
		事業開始	件数								
	金額										0
事業継続	件数										0
	金額										0
修学	件数	9	1			5	2				17
	金額	7,003	420			2,855	1,341				11,619
技能習得	件数	1									1
	金額	816									816
修業	件数										0
	金額										0
就職支度	件数										0
	金額										0
医療介護	件数										0
	金額										0
生活	件数	1									1
	金額	315									315
住宅	件数										0
	金額										0
転宅	件数										0
	金額										0
就学支度	件数	4	1			2	1				8
	金額	1,596	280			265	282				2,423
結婚	件数										0
	金額										0
合計	件数	15	2	0	0	7	3	0	0	0	27
	金額	9,730	700	0	0	3,120	1,623	0	0	0	15,173

イ 父子福祉資金の貸付

父子福祉資金は、20歳未満の子を扶養している配偶者のいない男子を対象に、その経済的自立を図るため無利子または低利子で貸付けを行う制度であり、平成26年10月1日から新設された。12種類の資金があり、過去5年間の貸付件数は4件で、貸付総額は3,348千円となっている。

表4 父子福祉資金 年度別・資金別貸付状況 (単位：件、千円)

年度別 資金別	平成30年度		平成31年度		令和2年度		令和3年度		令和4年度		合計	
	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額
事業開始											0	0
事業継続											0	0
修学	1	1,152	1	1,152							2	2,304
技能習得											0	0
修業							1	816			1	816
就職支度											0	0
医療介護											0	0
生活											0	0
住宅											0	0
転宅											0	0
就学支度							1	228			1	228
結婚											0	0
計	1	1,152	1	1,152	0	0	2	1,044	0	0	4	3,348

表5 令和4年度 父子福祉資金、市町村別貸付状況 (単位：件、千円)

市町村 資金別	名 護 市	国 頭 村	大 宜 味 村	東 村	今 帰 仁 村	本 部 町	伊 江 村	伊 平 屋 村	伊 是 名 村	合 計
事業開始										0
事業継続										0
修学										0
技能習得										0
修業										0
就職支度										0
医療介護										0
生活										0
住宅										0
転宅										0
就学支度										0
結婚										0
合計	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

ウ 寡婦福祉資金の貸付

寡婦福祉資金は、扶養する子が20歳に達した母子や子のない寡婦を対象に無利子または低利子で貸付を行う制度で、寡婦の経済的自立の助長と生活意欲の向上を図ることを目的としている。12種類の資金があり、過去5年間の貸付件数は2件で、貸付総額は1,696千円となっている。

表6 寡婦福祉資金 年度別・資金別貸付状況

(単位：件、千円)

年度別 資金別	平成30年度		平成31年度		令和2年度		令和3年度		令和4年度		合計	
	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額
事業開始											0	0
事業継続											0	0
修学	1	348							1	1,068	2	1,416
技能習得											0	0
修業											0	0
就職支度											0	0
医療介護											0	0
生活											0	0
住宅											0	0
転宅											0	0
就学支度									1	280	1	280
結婚											0	0
計	1	348	0	0	0	0	0	0	2	1,348	3	1,696

表7 令和4年度 寡婦福祉資金、市町村別貸付状況

(単位：件、千円)

資金別	市町村	名護市	国頭村	大宜味村	東村	今帰仁村	本部町	伊江村	伊平屋村	伊是名村	合計
事業開始											0
事業継続											0
修学		1									1
技能習得											0
修業											0
就職支度											0
医療介護											0
生活											0
住宅											0
転宅											0
就学支度		1									1
結婚											0
合計		2	0	0	0	0	0	0	0	0	2
		1,348	0	0	0	0	0	0	0	0	1,348

エ 母子父子寡婦福祉資金の償還状況

母子父子寡婦福祉資金は、母子世帯等の経済的自立を図るための貸付制度であるが、もともと生活基盤の弱い母子世帯等は不景気や就職難のあおりを受けやすく、沖縄県全体の償還率は毎年低い状況にある。北部管内についてみると、令和4年度の償還額は12,679千円、償還率は58.8%となっている。

表8 令和4年度 母子福祉資金 資金別の調定額・償還額及び償還率 (単位：円、%)

区分 資金種別	合計			過年度・現年度別内訳					
				過年度分			現年度分		
	調定額	収入済額	償還率	調定額	収入済額	償還率	調定額	収入済額	償還率
事業開始	1,588,443	263,568	16.6%	1,324,875	0	0.0%	263,568	263,568	100.0%
事業継続	0	0	-	0	0	-	0	0	-
修学	12,273,793	6,945,290	56.6%	6,124,182	918,700	15.0%	6,149,611	6,026,590	98.0%
技能習得	1,640,455	1,459,165	88.9%	181,320	49,863	27.5%	1,459,135	1,409,302	96.6%
修業	580,896	132,570	22.8%	566,159	117,833	20.8%	14,737	14,737	100.0%
就職支度	0	0	-	0	0	-	0	0	-
医療介護	0	0	-	0	0	-	0	0	-
生活	2,071,571	1,078,446	52.1%	1,092,158	158,732	14.5%	979,413	919,714	93.9%
住宅	0	0	-	0	0	-	0	0	-
転宅	162,760	162,760	100.0%	5,046	5,046	100.0%	157,714	157,714	100.0%
就学支度	2,081,117	1,639,031	78.8%	383,794	111,943	29.2%	1,697,323	1,527,088	90.0%
結婚	0	0	-	0	0	-	0	0	-
特例児童扶養	0	0	-	0	0	-	0	0	-
計	20,399,035	11,680,830	57.3%	9,677,534	1,362,117	14.1%	10,721,501	10,318,713	96.2%

表9 令和4年度 父子福祉資金 資金別の調定額・償還額及び償還率 (単位：円、%)

区分 資金種別	合計			過年度・現年度別内訳					
				過年度分			現年度分		
	調定額	収入済額	償還率	調定額	収入済額	償還率	調定額	収入済額	償還率
事業開始	0	0	-	0	0	-	0	0	-
事業継続	0	0	-	0	0	-	0	0	-
修学	97,800	97,800	100.0%	0	0	-	97,800	97,800	100.0%
技能習得	0	0	-	0	0	-	0	0	-
修業	0	0	-	0	0	-	0	0	-
就職支度	0	0	-	0	0	-	0	0	-
医療介護	0	0	-	0	0	-	0	0	-
生活	0	0	-	0	0	-	0	0	-
住宅	0	0	-	0	0	-	0	0	-
転宅	0	0	-	0	0	-	0	0	-
就学支度	279,086	263,529	94.4%	0	0	-	279,086	263,529	94.4%
結婚	0	0	-	0	0	-	0	0	-
計	376,886	361,329	95.9%	0	0	-	376,886	361,329	95.9%

表10 令和4年度 寡婦福祉資金 資金別の調定額・償還額及び償還率

(単位:円、%)

区分 資金種別	合計			過年度・現年度別内訳					
				過年度分			現年度分		
	調定額	収入済額	償還率	調定額	収入済額	償還率	調定額	収入済額	償還率
事業開始	0	0	-	0	0	-	0	0	-
事業継続	0	0	-	0	0	-	0	0	-
修学	546,988	399,060	73.0%	123,928	6,000	4.8%	423,060	393,060	92.9%
技能習得	0	0	-	0	0	-	0	0	-
修業	0	0	-	0	0	-	0	0	-
就職支度	0	0	-	0	0	-	0	0	-
医療介護	0	0	-	0	0	-	0	0	-
生活	0	0	-	0	0	-	0	0	-
住宅	0	0	-	0	0	-	0	0	-
転宅	0	0	-	0	0	-	0	0	-
就学支度	237,450	237,450	100.0%	0	0	-	237,450	237,450	100.0%
結婚	0	0	-	0	0	-	0	0	-
計	784,438	636,510	81.1%	123,928	6,000	4.8%	660,510	630,510	95.5%

オ 自立支援教育訓練給付金事業

町村に住む雇用保険制度の教育訓練給付の受給資格がない母子家庭の母及び就業や所得の状況などから困難を抱える父子家庭の父に対し、その主体的な能力開発の取り組みを支援し、自立促進を図ることを目的として、適職に就くために必要であると認められる技能習得にかかる資金の6割に相当する額（受給資格者の区分に応じた上限あり）が支給される。令和4年度は支給実績なし。

カ 高等職業訓練促進費給付金事業

町村に住む母子家庭の母及び父子家庭の父が対象資格（看護師・准看護師・介護福祉士・保育士・理学療法士・作業療法士等）を取得するため1年以上（令和3年4月1日から令和5年3月31日までに修業を開始する場合にあっては6ヶ月以上）養成機関等で修業する場合に、その間の生活の負担の軽減を図るため、修業期間の一部または全部（上限4年）において、月額70,500円～100,000円（最後の12か月については、月額110,500円～140,000円）が支給される。当福祉事務所では令和4年度は2名が受給している。

キ 母子父子福祉協力員

母子父子福祉協力員は、母子父子寡婦福祉資金の円滑な償還を図るため、福祉資金を利用している母子世帯等に対し償還計画及び支払いについて指導を行うとともに、担当区域内の母子世帯等の把握に努め、その福祉の増進を図ることを目的としている。

令和4年度においては、当福祉事務所では2名の母子父子福祉協力員が配置され、その業務に当たっている。

表11 母子父子福祉協力員活動状況

区分 年度	人数 (人)	延勤務日数 (日)	延活動件数 (件)	平均活動件数 (件/人)
平成30年度	2	91	312	156
平成31年度	2	96	276	138
令和2年度	2	96	511	256
令和3年度	2	96	460	230
令和4年度	2	96	383	192

ク 母子父子相談事業（母子父子自立支援員）

母子父子自立支援員は、母子父子寡婦世帯の生活一般にかかる相談及び助言や、母子父子寡婦福祉資金の貸付相談等を行っている。当福祉事務所では1名の母子父子自立支援員が配置され、その業務に当たっている。

表12 令和4年度問題別相談の状況

(単位:件)

区分		前年度 繰越件数	新規相談 件数	合計	解決件数	翌年度 繰越件数	相談件数
生活 援 護	母子福祉資金		484	484	484		546
	貸付		484	484	484		546
	償還		312	312	312		331
	父子福祉資金		4	4	4		4
	貸付		4	4	4		4
	償還		13	13	13		13
	寡婦福祉資金		2	2	2		2
	貸付		2	2	2		2
	償還		3	3	3		3
	公的年金						
児童扶養手当							
生活保護							
税							
その他			96	96	96		114
合 計			914	914	914		1,013

6 配偶者暴力相談支援センター

(1) 業務の内容

配偶者暴力相談支援センターとは、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るための機関であり、都道府県は、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」（DV防止法）第3条第1項に基づき、当該都道府県が設置する婦人相談所その他の適切な施設において同支援センターとしての機能を果たすこととなっている。

沖縄県では、女性相談所と各福祉事務所に配偶者暴力相談支援センター機能が付与されており、当所では、DV防止法第3条第3項に基づき、女性相談員等がDV被害者等から各般の問題について相談を受け、助言指導、法的援助、関係機関への紹介、自立支援、一時保護支援の業務を行っている。

(2) 相談状況

表1 年度別相談件数

(単位：件)

	来 所		電 話		出 張		合 計		
	女性	男性	女性	男性	女性	男性	女性	男性	合計
30年度	67(57)	0	208(136)	2(2)	11(11)	0	286(204)	2(2)	288(206)
31年度	59(52)	0	186(131)	3(3)	27(23)	0	272(206)	3(3)	275(209)
令和2年度	94(80)	0	245(182)	3(1)	45(40)	0	384(302)	3(1)	387(303)
3年度	80(71)	1(1)	272(246)	4(2)	23(22)	0	375(339)	5(3)	380(342)
4年度	62(58)	0	262(234)	2(1)	33(31)	0	357(323)	2(1)	359(324)

※（ ）内は相談内容にDVを含むものの再掲

表2 令和4年度年齢別件数

(単位：件)

	18歳未満	18～19歳	20～29歳	30～39歳	40～49歳	50～59歳	60歳以上	不 明	合 計
名 護 市	0	0	7	43	126	26	8	4	214
国 頭 村	0	0	0	0	0	0	21	0	21
大宜味村	0	0	0	0	2	0	0	0	2
東 村	0	0	0	0	1	0	0	1	2
今帰仁村	0	0	3	1	32	0	0	5	41
本 部 町	0	0	6	20	3	4	2	0	35
伊 江 村	0	0	0	0	0	0	0	0	0
伊平屋村	0	0	0	0	0	0	0	1	1
伊是名村	0	0	0	0	0	0	0	0	0
管 外	0	0	0	18	1	8	1	0	28
県 外	0	0	0	8	2	1	0	0	11
不 明	0	0	0	0	1	0	0	3	4
合 計	0	0	16	90	168	39	32	14	359

表3 令和4年度経路別件数

(単位：件)

経路 地域別	本人自身	警察関係	法務関係	他府県の 婦人相談所	他の 婦人相談員	福祉事務所	他の 相談機関	施設等 社会福祉	医療機関	教育関係	労働関係	知人等 縁故者	その他	合計
国頭村	21	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	21
大宜味村	0	0	0	0	0	2	0	0	0	0	0	0	0	2
東村	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	1	2
今帰仁村	23	2	0	0	1	0	0	0	0	3	0	0	12	41
本部町	18	1	0	0	0	1	2	0	0	0	0	0	13	35
伊江村	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
伊平屋村	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1
伊是名村	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
他地区	19	1	0	0	6	0	0	0	0	1	0	0	12	39
不明	4	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	4
合計	197	14	4	0	42	4	6	0	5	4	0	1	82	359

表4 年度別相談主訴状況

(単位：件)

主訴 年度別	人間関係													住居問題 居住先なし	経済問題			医療問題		不純異性交遊	売春強要	ヒモ・暴力団関係	五条違反	合計			
	夫等				子ども		親族の問題	交際相手		家庭不和	男女問題	ストーカー被害	その他		生活困窮	サラ金・借金	その他	病気	精神の問題						その他		
	夫等の暴力	酒・薬物依存	離婚問題	その他	子どもの暴力	子どもの問題		交際相手からの暴力	同性の交際相手からの暴力																		
30年度	160	1	29	15	1	10	13	2	0	0	5	0	0	3	2	0	0	3	1	0	43	0	0	0	0	0	288
31年度	166	0	30	31	0	7	4	4	0	0	0	0	1	3	0	6	0	2	0	16	5	0	0	0	0	275	
令和2年度	176	0	82	42	2	6	25	1	0	2	0	0	1	0	0	1	0	0	0	49	0	0	0	0	0	387	
3年度	278	0	27	7	0	2	17	0	0	0	0	0	3	15	0	18	0	4	1	8	0	0	0	0	0	380	
4年度	289	0	20	1	0	4	11	11	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	21	1	0	0	0	0	359	

※五条違反…売春防止法第5条(勧誘等)

※交際相手からの暴力及びストーカー被害にかかる統計は平成25年度より実施

表5 令和4年度処理状況

(単位：件)

	助言指導	保護命令支援	来所指示	一時保護支援	自立支援	帰宅・知人宅等	その他	他機関紹介	紹介場所内訳(再掲)							合計		
									女性相談所	他の 配暴センター	福祉事務所	市町村役場	家庭裁判所	保健所	警察		その他	
来所	44	7	6	0	0	0	0	5	0	0	0	0	0	0	0	3	2	62
電話	220	4	27	0	0	0	0	13	0	0	1	3	0	0	0	0	9	264
出張	19	7	0	2	0	0	0	5	0	0	1	1	0	0	1	2	33	
計	283	18	33	2	0	0	0	23	0	0	2	4	0	0	4	13	359	